

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和2年10月1日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カシキガイシャ エイコウ}株式会社英弘エンジニアリング
 住所 河内長野市昭栄町3-55
^{フリガナ}代表者氏名 ^{トリシマリヤク キタノヒロオ}取締役 北野 洋生
 電話番号 0721-53-0781
 FAX番号 0721-53-0782
 メールアドレス eikou@movie.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ / _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 10 月 1 日

届出者

氏名又は名称 株式会社英弘エンジニアリング
住 所 河内長野市昭栄町3-55
代表者氏名 代表取締役 北野 洋生 印



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 ^{エイコウ} 英弘エンジニアリング		
住 所	河内長野市昭栄町3-55		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ^{キタノ} 北野 ^{ヒロオ} 洋生		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
^{役員のみ} 取締役	北畑 十思子		令和2年9月1日
取締役		北畑 大輔	令和2年9月1日
取締役		北畑 亮輔	令和2年9月1日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 10 月 1 日

申請者

氏名又は名称 株式会社英弘エンジニアリング

住 所 河内長野市昭栄町3-55

代表者氏名 代表取締役 北野 洋生 印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府河内長野市昭栄町 3 番 5 5 号
株式会社英弘エンジニアリング

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 1 - 0 3 3 5 3 3	
商 号	株式会社英弘エンジニアリング	
本 店	大阪府河内長野市野作町 1 4 番 1 3 号向井ビル 3 0 1	
	大阪府河内長野市昭栄町 3 番 5 5 号	平成 1 7 年 4 月 2 5 日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 5 6 年 6 月 2 6 日	
目 的	1. 建築設備工事及びメンテナンス業 2. 電気工事業 3. 水道工事業 4. 家庭用電気製品の販売及び修理業 5. 一般管工事業、冷暖房設備工事業、給排水衛生設備工事業、配管工事業、 機械器具設置工事業、一般土木建築業及びそれらの設計施工業 6. 前記各号に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	8 0 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 0 0 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 9 日登記	
資本金の額	金 1 0 0 0 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 北 野 純 治	平成 2 7 年 7 月 2 9 日重任
		平成 2 7 年 8 月 2 6 日登記

X	取締役 北 畑 英 樹	平成27年 7月29日重任 平成27年 8月26日登記
	取締役 北 畑 十 思 子	平成27年 7月29日重任 平成27年 8月26日登記 令和 2年 9月 1日辞任 令和 2年 9月15日登記
X	取締役 関 野 雄 二	平成31年 1月11日就任 平成31年 1月11日登記 令和 2年 8月20日辞任 令和 2年 8月20日登記
	取締役 北 野 洋 生	平成31年 1月11日就任 平成31年 1月11日登記
○	取締役 北 畑 大 輔	令和 2年 9月 1日就任 令和 2年 9月15日登記
○	取締役 北 畑 亮 輔	令和 2年 9月 1日就任 令和 2年 9月15日登記
X	大阪府岸和田市尾生町三丁目25番2号 代表取締役 北 野 純 治	平成27年 7月29日重任 平成27年 8月26日登記 平成31年 1月11日辞任 平成31年 1月11日登記
	奈良県葛城市南道穂171番地5 代表取締役 関 野 雄 二	平成31年 1月11日就任 平成31年 1月11日登記 令和 2年 8月20日辞任 令和 2年 8月20日登記

⑤	大阪府岸和田市藤井町一丁目1番3-107号 代表取締役 北野洋生	令和2年8月20日就任
		令和2年8月20日登記
	大阪府岸和田市大手町4番19号 代表取締役 北野洋生	令和2年9月3日住所 移転
		令和2年9月15日登記
○	監査役 上田治子	平成25年7月29日重任
		平成25年8月9日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月19日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月19日登記
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年12月7日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和2年10月1日

大阪法務局富田林支局
登記官

大 仲 秀 美

